

横芝光町農業委員会 8 月第 5 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 7 日(月) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	5 番	伊藤 直樹	6 番	花澤 成晃
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 (2 名) 3 番 永野 邦子 7 番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 5 年度第 5 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年8月第5回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日は、3番 永野 邦子委員、7番 向後 隆輝委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。 本日の出席委員は、10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 これから議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 小川 文彦委員、12番 秋葉 芳明委員にお願いします。 なお、会議書記には、事務局の布施班長を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。 令和5年8月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、1件です。
なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。
申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、虫生字ミノワタの畑1筆、251㎡です。
令和5年6月に所有権移転することで許可済ですが、譲渡人が経営移譲
年金受給継続のため、登記完了後、速やかに譲受人と夫婦間で使用貸借権
の設定が必要であり、今回の申請となりました。高齢により農業ができな
い譲渡人から、譲受人は贈与により所有権移転をしようとする申請です。
以上、議案第1号の説明でございます。

議 長 ありがとうございます。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わ
りました。
本案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番 2番 川島です。譲渡人が継続して、農業者年金を受給するための貸し
借りであり、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明が終了しましたので、本案件につ
いて質疑を許します。質疑のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。
(質疑なし)
質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件について採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって本案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に
対する県への意見についてを上程いたします。
事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見
について
農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和5年8月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は宮川字水玉幸谷の田1筆、579㎡です。

転用の目的は一般専用住宅1棟と車庫1棟になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南へ約400mの位置にあり、第1種住居地域に所在します。

ここは都市計画法に基づく用途地域が定められていることから、第3種農地と判断できます。

譲受人は芝山町に職場がありますが、来春に結婚を控え実家のある横芝光町内で新居を建てる土地を探しておりました。共働きを予定していることから、実家に近く親からの子育ての協力が得やすい本申請地を選定したものです。

申請地は、土地改良区の受益地外を確認しております。

雨水は地下浸透とし、生活排水は合併浄化槽で大利根土地改良区管理の農業用水路へ放流する計画です。

転用期間は令和5年10月1日から令和6年4月30日までを予定しております。

土地代金や建設費は自己資金及び借入金により賄う予定であり、金融機関からの事前審査結果回答書により融資が見込めることを確認しています。

続いて申請地②の土地は、中台字櫻前の現況が畑1筆、1,018㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、松尾横芝ICから北へ約1,400mの位置にあります。

譲受人は大阪の会社ですが関東でも再生可能エネルギー事業を行っており、県内では市原市、木更津市、野田市等で農地転用許可を受け太陽光発電設備を設置しております。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種、第3種農

地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。

第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうかを審査されますが、譲受人及び配偶者の所有する農地を確認したところ、いずれも耕作がなされていることから代替性はないものと判定しました。

なお、本申請地は台帳地目は山林であるものの、現況が畑とされていることから、転用申請があったものです。

土地改良区の受益地外となっており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和5年9月1日から令和5年10月30日までを予定しております。

建設費等は、自己資金より賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

なお、発電した電気は代表取締役を同一人とする別会社へ売電することです。

次に申請地③の土地は、北清水字清水の畑1筆、959㎡です。

転用の目的は資材置場及び駐車場になります。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地③は、横芝駅から南東へ約2,800mの位置にあります。

譲受人は、隣接地で金属加工を営む事業者で、既存敷地に完成品・仕掛品・加工用の型である治具を置いてきましたが、荷役スペースが狭いため運搬車両が到着するたびに移動させており、手狭な敷地の解消が課題でした。

一方、譲渡人は令和元年度当時、新たな事業として製缶業を始めるため、工場用地として申請地③の転用許可を受けていました。しかし、コロナ禍により需要が低迷したため、新規事業はとりやめ経営計画を見直し、転用許可の取下願を申請してきました。今回の転用申請は、その許可取下げと同時申請となります。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種、第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。

第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうかを審査されますが、譲受人は自社敷地と地続きの本申請地を所有することで、製品の保管や運搬車両への積み込みの利便性が増すこと、代表取締役が所有する農地を確認したところ本申請地の西隣に1筆所有する畑がありましたが、面積が約

500㎡と狭く、自社敷地と地続きにならないことから代替性はないものと判定しました。

土地改良区の受益地外の土地であり、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和5年10月1日から令和5年11月30日までを予定しております。

土地代金等は、自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

説明は、以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。本案件は5条案件ですので、それぞれ担当委員から説明を求めます。

まず1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。鈴木委員。

9番 鈴木です。本件は、現地を確認したところ田としての利用はされておらず、土地改良区の受益地外であり、排水の同意も得ていることから問題ないと考えられます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、1件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1番 小川です。本件は、現地を確認したところ耕作はされておらず、排水は雨水ということで、また土砂の流出の恐れもないことから、特に問題ないと思われれます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたので、2件目の

案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ耕作はなされておらず、排水は雨水のみであり、土砂の流出の恐れもないことから、問題はないと考えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、日程第4 議案第3号 令和5年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 令和5年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第5次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年8月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、中間管理機構設定が14件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。利用権を設定する農地ですが、1件目は、篠本字内新田の田3筆、字下沼の田1筆、字下埜の田1筆、合計5筆、17,936㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

2件目は、木戸台字下笠松の田1筆、字羽抜の田8筆、字居合の田3筆、字下田の田7筆、字縄添の田1筆、合計20筆、17,768㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

3件目は、於幾字榎町の田6筆、坂田字新田前の田4筆、古川字引舟の田2筆、字新田前の田2筆、両国新田字屋敷後の田5筆、字小松の田5筆、合計24筆、19,570㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

4件目は、木戸台字下笠松の田3筆、字羽抜の田1筆、字居合の田6筆、縄添の田1筆、字西川田の田2筆、字東川田の田1筆、字宿の下の田4筆、合計18筆、14,795㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

5件目は、中台字松和田の畑1筆、647㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

6件目は、中台字新屋敷台の畑5筆、合計4,855㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

7件目は、木戸字十割の田2筆、合計2,856㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

8件目は、木戸字一割の田1筆、字六割の田2筆、合計3筆、5,123㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

9件目は、木戸字二十七割の田1筆、1,390㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

10件目は、木戸字一割の田1筆、字六割の田3筆、字十割の田1筆、合計5筆、8,510㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

11件目は、木戸字六割の田2筆、字十割の田1筆、合計3筆、2,325㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

12件目は、木戸字一割の田1筆、字三割の田3筆、字六割の田1筆、字十割の田1筆、合計6筆、11,966㎡、期間は約10年間です。設

定する権利は賃借権です。

13件目は、宮川字名木の畑5筆、合計9,219㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

14件目は、宮川字名木の畑1筆、1,681㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。はじめに1件目の案件について、審議を行います。この案件は記載のとおり、花澤成晃委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当することから、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、花澤成晃委員の本件への質疑を禁止します。

それでは1件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。花澤成晃委員への発言禁止を解きます。

続いて2件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて3件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて4件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて5件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて6件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、6件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて7件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、7件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて8件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、8件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて9件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、9件目の案件について採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって9件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて10件目の案件について、審議を行いますが、記載のとおり、10件目から12件目まで伊藤直樹委員に直接関係がありますので、議事参与の制限に該当するので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止いたします。

それでは、10件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、10件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって10件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて11件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、11件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって11件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて12件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、12件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって12件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。伊藤直樹委員への発言禁止を解きます。

続いて13件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、13件目の案件について採決を行

います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって13件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて14件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、14件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって14件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案のすべての審議を終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。以上で議長を降ります。

事務局

以上をもちまして、令和5年8月第5回農業委員会定例総会を閉会します。